

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「甲事件」という。)

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「乙事件」という。)

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件(以下「丙事件」という。)

原告 原告1-1ほか

被告 国ほか

## 準備書面(24)

(被告福島県の、平成28年12月1日付準備書面(9)に対する反論)

平成29年2月3日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一

ほか18名

### 【目次】

第1	情報隠匿の問題について .....	2
1	被告福島県の主張 .....	2
2	地域防災計画の性格について .....	2
3	災対法等に定められた地方公共団体の義務について .....	2
4	被告福島県の情報提供義務の位置付けについて .....	3
第2	安定ヨウ素剤の問題について .....	5
1	地域防災計画の定め of 違法について .....	5
2	安定ヨウ素剤服用指示懈怠の違法について .....	6

## 【本文】

### 第1 情報隠匿の問題について

#### 1 被告福島県の主張

情報隠匿問題に関する被告福島県の準備書面（9）における主張は、概ね次の通りである。

①福島県が定めた地域防災計画は、住民等に対して提供すべき情報の類型等を抽象的に定めるにとどまり、そこから情報を提供すべき職務上の法的義務が導かれるものではない。

②被告福島県は、被告国とは別に、独自に放射線の危険性に関する情報を住民に情報提供すべき義務を課せられるものではない。

③地域防災計画において、被告福島県は、提供を受けた SPEEDI の計算データについて、住民等に対して情報提供すべきことが具体的に定められておらず、そのような情報を提供すべき職務上の義務を負わない。

#### 2 地域防災計画の性格について

被告福島県の定める地域防災計画は、「災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者の原子炉の運転により放射性物質または放射線が事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関が取るべき措置を定め」たもの（丙 A 第 1 号証、1 ページ・第 1 総則 1 目的）であるから、そこに記載された内容は、全て被告福島県が緊急事態応急対策の際などに行わなければならない、職務上の義務として定められているものと解される。そしてその内容をみても、具体的な組織編成表や事務分掌について定めた表も含むものであって、十分具体的な行動マニュアルとしての性格を持つというべきである。したがって、地域防災計画について、単なる行政上の指針だとか、抽象的な責務に過ぎない、とする被告福島県の主張は、地域防災計画の性格に反している。

#### 3 災対法等に定められた地方公共団体の義務について

(1) 被告福島県は、すでに原告らが 2016 年 7 月 27 日付準備書面（15）で

指摘した通り、被告国とともに災対法 8 条 2 項 1 号、5 号の事項を実施すべき義務を負い、さらに同項 16 号の「被災者に対する的確な情報提供に関する事項」を実施しなければならないこととされているのである。

これを受けた、国が定める防災基本計画上も、地方公共団体は、国などとやらんで周辺住民等への的確な情報伝達活動を行うべきものとされ（乙 A 第 1 号証、p261「7 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係」）、「現地災害対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体は、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療機関情報の把握、住民避難・屋内避難情報の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う」ものとされている（同 p268）。

このような災対法、原災法及び国の定める防災基本計画を踏まえて被告福島県の地域防災計画が定められていたものであり、そこには、災対法及び原災法の要請として、被告福島県において行うべきことが定められていたのである。

- (2) そして、福島第一原発事故において、莫大な量の放射性物質が環境中に放出されるに至った具体的な経緯に照らして、被災者は、災対法 8 条 2 項 16 号にもとづき、的確な情報提供を受ける権利を有していることは、原告ら準備書面（15）6～7 ページに指摘した通りであり、災対法の定めは国とともに地方公共団体をも名宛人とする規定であるから、被告福島県が国と並んで同様の法的義務を負うことは明らかである。

#### 4 被告福島県の情報提供義務の位置付けについて

ところで、被告福島県は、被告国とは別に、独自に情報提供すべき義務はない旨主張するので、この点について反論する。

そもそも地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」（地方自治法 2 条 1 項）こととされ、国と地方公共団体とは「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として」役割分担をすべきこととされている（同条 2 項）。

原子力災害対策についてもそのような見地から、住民の保護（情報提供を含む）に関する事項は地方公共団体も担うべきこととされており、また、地方公共団体も住民の福祉の増進を図るために自主的にそれらに關与すべきことが期待されているのである。

現に、福島第一原発事故の1年半前に行われた、平成22年度原子力総合防災訓練において、緊急時モニタリング、住民広報活動、住民避難等の訓練は、いずれも関係地方公共団体が主体となって行うべき訓練とされていた（甲A第53号証）ことは、すでに原告ら2016年2月12日付準備書面（10）で指摘したところであり、被告福島県もそれを前提として地域防災計画を定めていたと解される。

したがって、被告福島県は国とは別に独自の情報提供義務を負わない、という主張は、地方自治法の趣旨に反し、また地方公共団体を国と並列してそのなすべき事項を定めた災対法及び原災法の規定にも明らかに反する主張である。

5 被告福島県は、SPEEDIの計算データについて、住民等へ提供すべき義務を負わない、との主張について

被告福島県は、提供を受けたSPEEDIの計算データについて、住民等へ提供すべき義務を負わない、と主張する。

しかし、SPEEDI計算データの扱いについて、国の防災基本計画は、「国〔文部科学省〕は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちにSPEEDIネットワークシステムを緊急時モードとして、放射能影響予測等を実施し、安全規制担当省庁、関係都道府県の端末に転送するとともに、関係省庁の迅速な応急対策の実施に資するため、予測結果を関係省庁に伝達する者とする」（乙A第1号証、p270）と定められている一方、応急対策活動の連絡について「所在都道府県、関係隣接都道府県は、周辺市町村との間において、原子力事業者及び安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする」（同 p268）と定められており、被告福島県は、周辺市町村との間において重要な情報を互いに情報共有すべきこととされていた。

文部科学省から転送されるSPEEDI計算データが、厳密な意味で「原子

力事業者及び安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項」に当たらないとしても、原子力安全委員会が定める防災指針により、防護対策の指標となるべき予測線量を計算するために整備され、被告福島県に端末が設置された経緯や、応急対策活動において予測線量が極めて重要な意味を持つことなどから、SPEEDI の計算データは、周辺市町村との間において情報共有されるべき対象の情報であった。

ところが、被告福島県担当者は、SPEEDI の計算データが添付された電子メールのほとんどを削除して、周辺市町村に通知しなかったというのであり、このため、周辺市町村でも、SPEEDI の予測計算にもとづいた避難・防護は全く行われることがなかったのである。

SPEEDI による計算結果の、応急対策活動における重要性と有用性にてらせば、周辺市町村との間での情報共有されるべき情報であったことは当然であるし、さらに広く一般住民に知らしめて、避難の要否や避難すべき方向の判断材料として提供すべきであった。したがって、被告福島県には、SPEEDI の計算結果について、本来周辺市町村と情報共有し、かつ住民等に告知すべきであったところ、それらを怠ったという重大な義務違反がある。

## 第2 安定ヨウ素剤の問題について

### 1 地域防災計画の定め違法について

(1) 被告福島県は、福島県地域防災計画において、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標として、「性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルトとする。」と定められていた（丙A第1号証 67頁）ことについて、被告国の防災指針（乙A第7号証）と同内容の定めであり、防災指針の内容が合理的であるのと同様、福島県地域防災計画の定めも合理的である旨主張する。

(2) しかし、被告福島県は、被告国とは独自な立場で県民の生命・健康を防護すべき義務があるのであって、国の基準にしたがっていれば事足りるというものではない。福島原発事故前、安定ヨウ素剤の投与基準は、IAEAやアメリカは50mSvであり、WHOに至っては、10mSvで

あったことは訴状で述べた。福島原発事故当時の他の国の介入レベルについて、今般、甲C第47号証を提出する。これによると、18歳以下の子どもについての介入レベルは、カナダを除けば、アメリカは、甲状腺線量50 mSv、フランスは、乳児の甲状腺予測線量50 mSv、イギリスは、小児の甲状腺回避線量50 mSv、ドイツは、小児の甲状腺予測線量50 mSvだったのである。

被告福島県は、国際的なこれらの動向も十分検討した上で、上記地域防災計画を定めたのか、それとも、国の防災指針に無批判に従っただけなのか明らかにされたい。もし前者であれば、国際機関や諸外国のこれらの動向をどのように評価したのかも明らかにされたい。

## 2 安定ヨウ素剤服用指示懈怠の違法について

- (1) 被告福島県は、「被告国の専門的かつ総合的判断がなされることを信頼し、安定ヨウ素剤の市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備えていたことについて、何ら裁量の逸脱はない。」と主張する。
- (2) 被告福島県は、福島県地域防災計画において、被告国から安定ヨウ素剤の予防服用の時機について指示がなかった場合であっても、県知事に独自に服用指示の権限が与えられていることの趣旨をどのように理解しているのだろうか。少なくとも、福島県地域防災計画が想定している知事像は、被告国に安定ヨウ素剤服用指示の要否についてお伺いをたて、その判断に唯々諾々と従っている知事像ではなく、被告国と連携を取りつつも、独自に、状況の分析を行い、必要だと考えれば、国の判断と異なっているとしても、自らの責任で住民に服用を指示する独立した知事像である。

被告福島県の主張は、県知事が被告国の判断に従うとの判断をしたことも県知事に与えられた裁量の範囲内であるというものである。確かに、原告らは、県知事による安定ヨウ素剤の服用指示が裁量的判断であることを指摘した（原告ら準備書面(5)24頁）。刻々と変わる原発事故の事態の推移、今後の事態の進展予測に基づく判断であるという趣旨である。県知事自身が可能な限りの情報収集をし、安定ヨウ素剤の住民への投与を定めた地域防災計画の趣旨を踏まえてした判断であれば、結果として

判断間違いがあったとしても原則として裁量の範囲内と評価されることは有るかもしれない。しかし、被告国の判断に従うこととして自ら判断することを放棄した被告福島県の知事の姿勢は、裁量の範囲を逸脱していることは明らかである。

以上